

議案第129号

宝塚市奨学基金条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市奨学基金条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成29年（2017年）11月17日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市奨学基金条例の一部を改正する条例

宝塚市奨学基金条例（昭和41年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

- （1）宝塚市一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額
- （2）基金への積立てを指定した寄附金の額
- （3）第4条の規定により繰り入れる額

第4条を次のように改める。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

第6条中「一般会計予算」を「予算」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。